

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により花巻市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成27年2月17日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 花巻南新田タウン 花巻市南新田264番地2ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社カミヤマ
- 3 花巻市から聴取した意見の概要

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

- (1) 計画地北東に位置する市道若葉町・天下田線と市道南新田中央線との交差点について、信号機の設置等による右折の誘導が必要である。
- (2) 届出書の騒音予測資料の騒音予測地点Dにおける夜間予測値を基準値（50 d B）以下とする措置を講じること。

備考 本公告に係る花巻市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間県南広域振興局経営企画部及び花巻市役所に備えておいて縦覧に供する。